

西宮市スポーツ振興基金運用事業企画運営等業務

公募型プロポーザル方式 募集要項

1 趣旨

平成4年度に設立された『西宮市スポーツ振興基金』の寄附金及び運用益を活用し、ご寄附を頂いた方々の主旨に沿ったスポーツ振興事業を実施しています。

スポーツ振興基金運用事業の実施にあたり、「西宮市スポーツ推進計画」に基づき、市民スポーツの振興につながるよう、事業者等有する経験、アイデアなどを積極的に取り入れることとし、優秀な企画提案を採用しようとするものです。

2 募集事業概要

(1) 事業

- ① 日時 令和7年度（～令和8年3月31日まで）中に実施すること。
- ② 場所 市内で開催すること。
- ③ 対象 主に市内在住、在勤、在学者とすること。
- ④ 内容 幅広い市民を対象に、運動・スポーツ実施の機会を提供することで、もって本市スポーツの推進及び発展に資することを目的とすること。

3 補助内容

(1) 補助金名称 スポーツ振興基金運用事業補助金

(2) 補助金額 上限1,000千円

ただし、当該事業費が補助金額の上限に達しない場合は、当該事業費を上限とします。また、補助金額は予算の範囲内での交付とします。事業内容によっては上限までの補助をしない場合があります。

※なお、令和7年3月議会における議決により正式な補助金予算額が承認されます。したがって、当初予算が減額または削除された場合、事業を中止することがあります。

選定にあたっては、本市スポーツ推進計画に基づき、次頁(a)～(e)の条件に該当する企画・事業に優先的に補助金を交付します。

(3) 事業の選定および補助金額の決定にあたり参照する条件

(a) 障害者スポーツの普及・振興につながる事業

例：車椅子バスケットボール体験会などの障害者スポーツの体験ができるイベント。

(b) 幼児体育振興を目的とした親子で参加できる事業

例：未就学児とその保護者がともに体を動かすことの楽しさを体感するイベント。

(c) 未就学児から高齢者まで多様な年代が参加できる事業

例：マラソン大会など多世代が集い、同時に時間を共有できるイベント。

(d) トップアスリートと市民のスポーツ交流が図られる事業

例：トップアスリートによるスポーツクリニック。

(e) 事業運営に大学生等のボランティアを活用する事業

例：大学生・大学教員等を指導者・運営スタッフ等に登用するイベント。

※上記条件は、あくまで参考例です。

※上記を含んだイベントを複数組合せ、数日実施することも可能です。

4 参加資格要件

提案できる団体は、次の①～⑤を満たす団体（スポーツ関係団体・NPO法人・ボランティア団体等）です。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。
- ② 西宮市指名停止基準により指名競争入札の参加資格の指名停止期間中でないこと。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び同条第6号、西宮市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年西宮市条例第67条）第2条第1号及び第2号の規程による暴力団及び暴力団員が経営する企業若しくは実質的に経営を支配する企業又はこれに準ずる者でないこと。
- ④ 法人税（個人企業にあつては所得税）、消費税、地方消費税及び本市の市税（西宮市内に本店（本社）がある場合に限る）に未納がある者（地方税法第15条に基づき徴収の猶予を受けている者又は国税通則法第46条に基づき納税の猶予を受けている物を除く。）でないこと。
- ⑤ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産の申立てがなされている者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

5 スケジュール

実施手続きの公表	令和6年12月13日（金）
企画提案書等提出	令和7年1月24日（金）17時30分必着
審査・選定	企画提案書に基づき審査します。
採否結果通知・公表	令和7年2月下旬

※上記スケジュールは予定であり、変更する場合があります。

6 応募方法

(1) 提出書類

- ① 参加申込書（様式第1号）
- ② 委任状（様式第2号）
- ③ 企画提案書
- ④ 提案事業に関する収支予算書（積算明細が分かるもの）
- ⑤ 法人（団体）概要
- ⑥ 法人（団体）決算報告書（申請日の属する事業年度の直前のもの）
- ⑦ 誓約書

<提出書類に関する注意事項>

・③④⑤は5部、その他は1部ずつご提出ください。

・②は申込等の手続きを行う上で代理人を置く場合に限りご提出ください。

・⑤は団体の定款・規約・会則、構成員名簿、予算書、事業計画書に相当する資料を含みます。

(2) 提出期限

令和7年1月24日（金）17時30分必着

(3) 提出方法

郵送もしくは持参のいずれか

(4) 提出先

〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号

西宮市役所 本庁舎8階 文化スポーツ課 担当：山村

電話（0798）35-3567 E-mail：vo_k_shatai@nishi.or.jp

7 企画提案書の作成について

企画提案書の様式については任意ですが、必ず以下の内容を盛り込んでください。

内 容	詳 細
表紙	業務名称・申請団体名 ※業務名称は「令和7年度西宮市スポーツ振興基金運用事業企画運営等業務(●●)」とし、●●には応募する事業名を記載すること。
事業の目的 基本方針	事業コンセプト、全体フレーム、公共性・公益性の確保についての考え方、スポーツ関係法令及びスポーツ推進に対する考え方、情報公開及び個人情報保護の考え方と具体的な措置などについて
本市との関係性・精通度	本市での過去の同種・類似の業務実績等から見た本市との関連性及び本市の事情の精通(熟知)度
市民のスポーツに対するニーズ	市民のスポーツニーズなど現状の課題や問題点の整理
実績	平成25年4月1日以降の同種・類似案件の実績及びその内容
業務実施体制	業務に係る従事者等の実施体制一覧 (注) 図や表を用い、配置予定の総括責任者(所属・職氏名)、担当者(所属・職氏名)を記載し、それらの役割分担(業務内容)を明確に記載すること。また、それらの者の経歴・資格・特に本事業に類似する業務に携わった経験などについても、別図・表を用い記載すること。
危機管理・安全管理	事故防止・防犯・救急対応策・緊急時の対応及び連絡体制など
実施計画	全体のスケジュール(工程予定表) 事業ごとに実施時期・実施内容・実現可能性等を記載。内容については、プログラム・企画内容・参加者募集方法・広報PR・実施運営体制及び運営方法・警備救護計画・協賛募集方法・事業実施後の展開、継続可能性など(具体的に)
その他	その他独自の提案やアピールポイントなど

8 収支予算書の作成について

- ① 事業に係る一切の経費を見積もることとし、見積り項目は概ね下記を参考にして作成してください。さらに詳細な項目等は、各々設定することも可能です。
- ② 事業の実施にあたり、事業者が参加料・協賛金等で事業費を填補することも可能です。
- ③ 事業の参加者から参加料等を徴収することは可能ですが、事業内容や類似事業を参考にし、過度に高額な金額とならないようにしてください。
- ④ 原則として、応募する法人（団体）が雇用する賃金等件費（講師料等は除く）や経常的な事務運営に係る経費、事業用備品費、賄い費等食糧費、交際費、慶弔費、懇親会費、その他社会通念上公金で賄うことがふさわしくない経費については、補助金は支出できません。
- ⑤ ボランティアや講師への謝金等に対し、補助金を充当することは可能ですが、報酬の支払いにおいては旅行業法等の各種法令を遵守してください。
- ⑥ 補助金を充当した費用については、支出証拠書類を5年間保存してください。

【収支予算書記載例】

《収入》

収入項目	詳 細
自己資金	
参加料	
協賛金等 その他の収入	事業者が獲得した協賛金等
合計	

《支出》

支出項目	詳 細 (例)
報酬	イベント出演者・パネリスト・司会者の出演料、ボランティアへの謝金、講演料等
事務用品費	各種消耗品・記念品等
その他事業費	各種調整・ボランティア関係など運営にかかるその他全ての経費
保険料	傷害保険・賠償責任保険等
委託料	会場設営費・安全対策費・警備費等
使用賃借料	実施会場等の借り上げ料 物品・設備のレンタル又はリース料等
広報活動費	テレビ・ラジオ・新聞・スポーツ雑誌・イベント出展等による広報プレス活動、 看板・横断幕・ポスター・パンフ・プログラム・ホームページの作成、アンケート実施分析・事業実施報告書等
合計	

※市立の運動施設を使用する場合は、使用料を減免する場合があります。それ以外で有料となる場合は、事業者の負担とします。

※予算書を作成する際、市からの補助金は収入に含めないでください。

9 選定方法と結果の通知

- ① 選定方法については、提出された書類一式を用い、選定委員会において西宮市文化スポーツ課公募型プロポーザル方式事業者選定実施要綱別表1を基に各事業の採点を行い、事業の採否を判断いたします。その後、採用された事業への補助金額について検討を行います。なお、選定に際し西宮市からのヒアリングを行う場合があります。
- ② 審査結果については、全参加者に対して、それぞれ書面にて通知するとともに、ホームページにて公表します。

西宮市文化スポーツ課公募型プロポーザル方式事業者選定実施要綱（一部のみ抜粋）

別表1（第8条関係）

企画提案書の採用および企画提案者を選定するための評価基準

（1）補助事業

番号	評価項目	主な評価の視点・判断基準	配点
1	基本方針	基本的な考え方・事業コンセプト・全体フレーム・取組み姿勢が本事業の趣旨・目的と合致しているか	5
		公共性・公益性の確保についての考え方	
		スポーツ関係法令及びスポーツ推進に対する考え方	
		情報公開及び個人情報保護の考え方と具体的な措置	
2	市民のスポーツに対するニーズ把握	市民のスポーツニーズなど現状の課題や問題点を認識・整理できているか	10
3	実績	過去の同種・類似案件の実績及びその内容	5
4	業務実施体制	専従者の確保など、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制の確保及びその妥当性	10
		全体スケジュール・業務フロー・工程表の完成度・充実度・妥当性	
		業務遂行に必要な知識・経験・実行力・柔軟性の有無及びその程度	
5	危機管理 安全管理	事故防止・防犯・救急対応策・緊急時の対応及び連絡体制の対応度・充実度	10
6	業務執行の企画力	市民にとって魅力的な内容となっており、集客等が見込まれるか	50
7	宣伝・周知方法	効果的で適切な広報体制・宣伝手法が採られているか	10
合計			100

※過去に当該補助事業の実績がある場合は、同様の内容にせず、より良くするように見直し、改善に努めて下さい。

10 相手方としての取り扱い

審査により企画提案書が採用された事業者は、内定扱いとします。再度、企画提案書の細部にわ

たり所管課と協議・修正・調整を行った後、正式に補助金を交付します。

1.1 その他留意事項

- ①本事業の全てを第三者に委託することはできません。
- ②提出書類は返却いたしません。またその作成に係る一切の費用は提案者の負担とします。
- ③提案書の提出がない場合は、本プロポーザルは中止します。なお、それ以外の理由でやむを得ず中止する場合があります。
- ④複数者でグループを構成して応募する場合は、代表団体及び共同事業体名を定めてください。
- ⑤本プロポーザルにおける選定委員会の評価が、一定の水準を満たさない場合は、選定委員会の判断により、企画提案書は採用されない場合があります。
- ⑥本事業は周辺事情等により実施にいたらない場合があります。
- ⑦本事業に関して選定中・選定後に西宮市からヒアリングを行う場合があります。

1.2 (参考) 令和6年度選定結果

No	事業者名	事業名	補助金 交付決定金額
1	西宮市卓球協会	トップアスリートに学ぶ 卓球講演・講習会	230,000 円
2	奥アンツーカ(株)	浜甲子園スポーツフェスタ	300,000 円
3	(公財)西宮スポーツセンター	パラスポ in Nishinomiya	120,000 円
4	(一社)宮っ子クラブ	西宮市市制施行 100 周年記念プレ事業 スポーツが地域をつなぐユニバーサル スポーツフェスタ 2024 in 西宮市	350,000 円

1 3 (参考) 西宮市スポーツ推進事業等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市文化スポーツ課（以下「文化スポーツ課」という。）が所管する補助金（補助金等の取扱いに関する規則（昭和58年3月31日、西宮市規則第81号）第2条第1号に該当するものをいう。以下同じ。）の適正な執行を図るため、関係法令及び条例等に定めるもののほか必要な事項を定める。

(補助金の種類及び内容)

第2条 文化スポーツ課が所管する補助金及びその内容は、別表のとおりとする。

(交付決定等)

第3条 市長は、予算の範囲内において、この要綱に基づき、前条に定める補助金を交付するものとし、その旨を申請者に通知するものとする。

(補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関して必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から実施する。
- 2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3年以内ごとに見直しを行うものとする。

付 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から実施する。
- 2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3年以内ごとに見直しを行うものとする。

付 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

付 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

付 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

付 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

別表（一部のみ抜粋）

(3)

補助金の名称	西宮市スポーツ振興基金運用事業補助金
交付目的	市民のスポーツの振興を図る事業に要する経費の全部又は一部を補助し、もって本市スポーツの推進及び発展に資することを目的とする。
交付根拠	地方自治法第232条の2（昭和22年法律第67号）
補助対象者	市民のスポーツの振興を図る事業を実施する団体
補助対象事業	選定された団体が市民スポーツの振興を図る事業
補助対象経費	市民のスポーツの振興を図る事業に要する経費
補助率又は補助金額	選定時に認められた金額
交付時期	交付決定後、請求に基づき行う。

交付条件	
その他補助対象者が遵守すべき事項等	補助対象者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員）並びに暴力団密接関係者でないこと。